

# 介護老人保健施設 さくら (入所) 利用料金表

## 1. 介護報酬に係る費用 (入所者1割負担分)(地域加算:1単位=10.68円)

令和7年2月1日

項目	要介護	単位・日額	月額	内容等の説明
基本額 (個室) 介護保健施設 サービス費 I (i)	要介護 1	717単位 766円	22, 980円	
	要介護 2	763単位 815円	24, 450円	
	要介護 3	828単位 884円	26, 520円	
	要介護 4	883単位 943円	28, 290円	
	要介護 5	932単位 995円	29, 850円	
基本額 (多床室) 介護保健施設 サービス費 I (iii)	要介護 1	793単位 847円	25, 410円	
	要介護 2	843単位 900円	27, 000円	
	要介護 3	908単位 970円	29, 100円	
	要介護 4	961単位 1,026円	30, 780円	
	要介護 5	1012単位 1,081円	32, 430円	
加 算 額	認知症ケア加算	76単位 81円	2, 430円	認知症利用者に対し、職員を配置し専門的にケアを行った場合
	サービス提供体制強化加算(III)	6単位 7円	210円	介護福祉士が50%以上配置されている場合。または看護・介護職員の総数のうち常勤職員が75%以上。
	夜勤職員配置加算	24単位 26円	780円	入所者20人に対し1名の夜勤職員を配置している場合
	栄養マネジメント強化加算	11単位 12円	360円	管理栄養士を配置し栄養ケア計画に従った栄養状態や心身の状況確認おこない、提出した情報を栄養管理に生かした場合
	療養食加算	6単位/回 19円	570円	医師の指示に基づき、適切な栄養量等の食事提供を行った場合(1日につき3回を限度)
	経口移行加算	28単位 30円	900円	経管摂取の方に対する経口移行計画に基づく栄養管理を行った場合
	経口維持加算(I)	400単位/月	427円/月	①経口で食事摂取する者で、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し、医師・歯科医師の指示で、医師・歯科医師・管理栄養士・看護師・ケアマネジャー等が共同して、入所者の栄養管理のための食事観察および会議等を行う。 ②入所者ごとに経口による継続的な食事摂取を進めるための経口維持計画を作成する。 ③計画に従い医師・歯科医師の指示を受けた管理栄養士または栄養士が栄養管理を実施する。
	経口維持加算(II)	100単位/月	107円/月	協力歯科医療機関を定めている施設が、同加算(I)を算定していく、(I)①の会議等に医師・歯科医師・歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合
	口腔衛生管理加算(I)	90単位/月	96円/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が計画を作成し、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合
	口腔衛生管理加算(II)	110単位/月	117円/月	(I)の要件に加え、口腔衛生等の管理に係する計画作成、提出し、情報活用を行った場合
	短期集中リハビリテーション実施加算(I)	258単位 276円	276円×回数	入所後3ヵ月以内に集中的に(週3回)個別リハビリを行った場合。かつ、原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直していること。
	短期集中リハビリテーション実施加算(II)	200単位 214円	214円×回数	入所後3ヵ月以内に集中的に(週3回)個別リハビリを行った場合
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)	240単位 256円	256円×回数	認知症入所者の生活機能の改善を目的とした、記憶訓練、日常生活活動の訓練を実施した場合(週3回まで) 入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、当該訪問により把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成していること
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算(II)	120単位 128円	128円×回数	認知症入所者の生活機能の改善を目的とした、記憶訓練、日常生活活動の訓練を実施した場合(週3回まで)
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(I)	53単位/月	57円/月	①口腔衛生管理加算(II)、栄養マネジメント加算を算定。②リハビリテーション計画書の内容について、リハビリテーション・機能訓練・口腔・栄養の情報を関係職員で共有。その際、LIFEの情報を活用③共有した情報を踏まえ計画書の見直しを行い共有する
	排せつ支援加算(I)	10単位/月	11円/月	①入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて医師または医師と連携した看護師が入所時に評価するとともに、6月に1回以上、評価を行い、その結果等の情報を厚生労働省に提出し、排せつ支援の実施にあたり当該情報その他排せつ支援の適切かつ有効な実施に必要な情報を活用する場合 ②①の評価の結果、排せつに介護を要する入所者で、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる者について医師・看護師・ケアマネジャー等が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施する。③①の評価に基づき、3月に1回以上、入所者ごとに支援計画を見直す
	排せつ支援加算(II)	15単位/月	16円/月	①(I)を満たす②(I)①の評価の結果、以下(ア)、(イ)のいずれかを満たす場合
	排せつ支援加算(III)	20単位/月	21円/月	①(I)を満たす②(I)①の評価の結果、以下(ア)、(イ)のいずれも満たす場合 (ア)要介護状態の軽減が見込まれる者について、入所時と比較して排尿または排便の状態のいずれかが改善し、いずれも悪化していない(イ)要介護状態の軽減が見込まれる者について、入所時と比較しておむつ使用「あり」から「なし」に改善した場合

加 算 額	自立支援促進加算	300単位/月	320円/月	医師が入所者ごとに自立支援に係る医学的評価を入所時に行い3月ごとに見直し提出し情報活用した場合。支援計画の作成しケアを実施した場合(医師が参加し3月に一度計画の見直しを行う)
	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40単位/月	43円/月	入所者ごとのADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身状況を提出し必要に応じてサービス計画書の見直し、情報の活用を行った場合
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60単位/月	64円/月	(Ⅰ)の要件に加え入所者の疾病、服薬情報を提出した場合
	協力医療機関連携加算(Ⅰ)	50単位/月(2025年3月31日までは100単位)	50単位=53円 100単位=106円	相談・診療体制を常時確保し緊急時入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関の場合。 協力医療機関との間で、利用者の同意を得て病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催。
	若年性認知症入所者受入加算	120単位	128円	3, 840円
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	214円	認知症行動または心理症状により、緊急で入所した場合(7日を限度)
	外泊時費用	362単位	387円	1回
	初期加算(Ⅰ)	60単位	64円	1, 920円
	初期加算(Ⅱ)	30単位	32円	960円
	入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450単位	481円	1回
	入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480単位	513円	1回
	試行的退所時指導加算	400単位	427円	1回
	退所時情報提供加算(Ⅰ)	500単位	534円	1回
	退所時情報提供加算(Ⅱ)	250単位	267円	1回
	入退所前連携加算(Ⅰ)	600単位	641円	1回
	入退所前連携加算(Ⅱ)	400単位	427円	1回
	ターミナルケア加算(1)	72単位	77円	77円×日数 死亡日45日前～31日前
	ターミナルケア加算(2)	160単位	171円	171円×日数 死亡日30日前～4日前
	ターミナルケア加算(3)	910単位	972円	972円×日数 死亡日前々日、前日
	ターミナルケア加算(4)	1, 900単位	2, 029円	死亡日
	所定疾患施設療養費(Ⅰ)	239単位	255円	1回/月連続7日まで 肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪が発症した入所者へ投薬、検査、注射、処置等を行った場合
	所定疾患施設療養費(Ⅱ)	480単位	513円	1回/月連続10日まで (Ⅰ)を満たし医師が感染症に関する研修を受講している場合
	緊急時施設療養費(緊急時治療管理)	518単位	553円	1回 救急救命医療が必要となる場合において、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合。(連続3日まで)
	新興感染症等施設療養費	240単位	256円	1回 入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度とし算定。
	安全対策体制加算	20単位	21円	1回 事故防止の為、研修を受けた担当者を配置、安全管理部門を設置し体制を整備した場合
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51単位	54円	1,620円 在宅復帰・在宅療養支援等指標(在宅復帰率等)が40点以上。
	介護職員待遇改善加算(Ⅱ)	計算方法 : 月の合計単位数 × 7.1% × 10.68 × 1割 = 月額		

2. 運営規程で定められた「その他の費用」(利用者負担10割分) 利用者の希望により提供するもの (※)消費税含む

項目	日額	月額	内容等の説明
居住費(個室)	1,715円	51,450円	1日あたりの光熱水費及び滞在費
居住費(多床室)	525円	15,750円	1日あたりの光熱水費
特別な室料	1,580円(※)	47,400円	化粧台・タンス・床頭台・家庭用電化製品持込利用可
食 費	2,184円(朝食541円、昼食780円、夕食707円、おやつ156円)	65,520円	1日あたりの食材料費、( )内は1食当たりの食費 直営による、地場産品を使用した食事の提供
日用品費	実 費	—	入所者またはその家族が、希望された物品についての費用
クラブ活動費	実費		手芸・書道・絵画等のクラブ活動を希望された場合のみ負担分
洗濯代	1回 550円(※)		週3回月間延べ12回清潔保持のため、回収を行う。希望者のみ負担(委託)
理美容代	実費(※)		希望者のみ実費負担 (委託)
タオル等セット	Aセット280円	Aセット8400円	Aセット:タオルセット(大判タオル、フェイスタオル、お手拭き)を選択し希望により提供。(委託)単品の提供も可
	Bセット320円	Bセット9600円	Bセット:タオルセット+日用品(歯ブラシ、歯磨き粉、コップ、入れ歯洗浄剤、入れ歯カップ)を選択し希望により提供。(委託)単品の提供も可
銀行振替手数料	—	99円(※)	預金口座振替に伴う、横浜銀行への手数料
特別行事費	実 費		入所者の希望による屋内レクレーション等の実施負担分
特別な食費	実 費(※)		入所者の希望により、特別に食事を提供した場合。(別紙同意書により確認いたします)
文書料	2,095円/通(※)		他施設利用にかかる診断書(診断書、入所証明書)もしくは、類似する内容の診断書を家族の求めに応じて作成した場合
	5,238円/通(※)		上記以外の診断書(死亡診断書、年金、生命保険加入用診断書、特定疾患認定申請診断書等)を家族の求めに応じて作成した場合

★日用品やタオル等セットについて、介助に必要な最低限のものは、基本サービス費に含まれます。